

## 第5節 協同組織金融機関に対する検査

### I 信用金庫に対する検査

#### 1. 平成13検査事務年度における検査の実施状況（資料19-1-5参照）

信用金庫は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施している。14年3月末現在の数は、349金庫である（13年3月末現在の数は、371金庫）。

13検査事務年度は、14年5月31日現在で191金庫の検査を実施し、そのうち107金庫に対して検査結果を通知しており、1金庫当たり平均して18.0日間の立入日数で、6.8人を投入している。

#### 2. 金融監督庁発足後1巡目の検査結果のとりまとめ（資料19-5-1参照）

信用金庫については、10年3月期、11年3月期又は12年3月期における自己査定及びそれに基づいた償却・引当の実施状況を的確に把握するため、10年8月から、順次検査を実施してきた。13年2月に立入検査を一巡し、同年4月には検査結果の通知を終えたことから、検査結果を取りまとめ、13年9月21日に公表した。（別図19-5-1～4は資料19-5-1の概略である。）

（注1）取りまとめの対象としたのは、検査実施から公表までの間に破綻した7金庫を除く376金庫。これらの検査に当たっては、1金庫当たり平均して、13.4日の立入日数で、6.5人を投入した。

なお、検査実施から公表までの間に破綻した7金庫（西相信用金庫、神田信用金庫、わかば信用金庫、京都みやこ信用金庫、南京都信用金庫、不動信用金庫及び岡山市民信用金庫）については、別に参考としてとりまとめ、376金庫と併せて公表した。

（注2）破綻したものも含めると、検査事務年度（7月から翌年6月まで）と基準日との関係は次のとおり。

年度	基準日	10年3月31日	11年3月31日	12年3月31日	合計
	10検査事務年度		98金庫	39金庫	—
11検査事務年度		—	202金庫	37金庫	239金庫
12検査事務年度		—	—	7金庫	7金庫
合計		98金庫	241金庫	44金庫	383金庫

別図 19-5-1

## 総与信の査定結果 (376 金庫、償却・引当後)

(単位：億円)

	分類状況				総与信
	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	
当局査定 (a)	599,234	104,790	6,036	963	711,025
自己査定 (b)	613,187	94,805	3,025	6	711,025
(a) - (b)	▲13,954	9,985	3,011	956	-

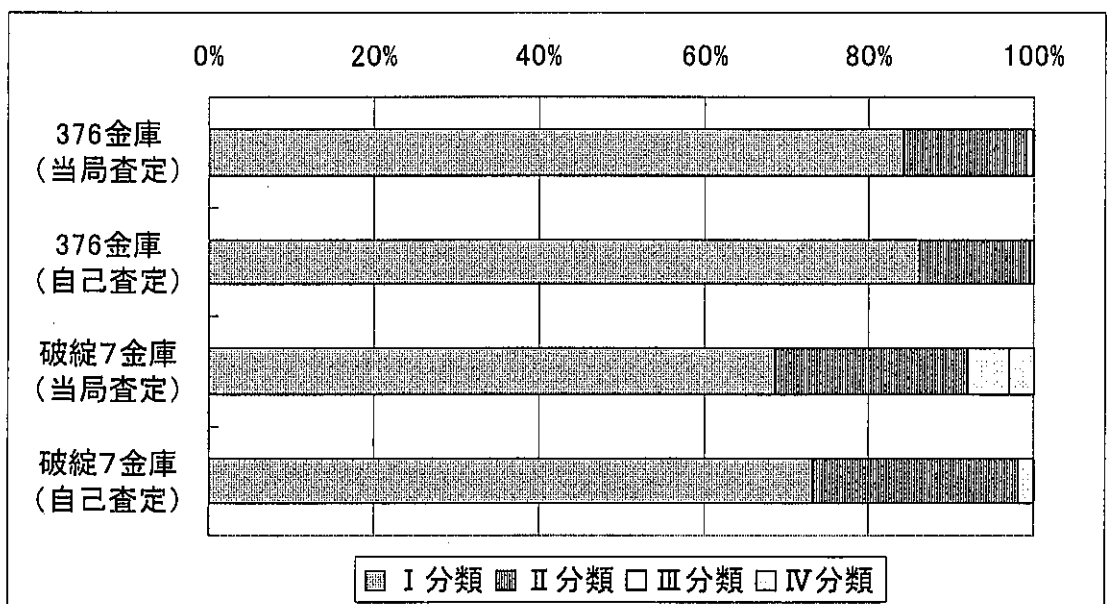
(注1) 総与信とは、貸出金、貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返、未収利息及び仮払金をいう。

(注2) 単位は億円で、1億円未満は切り捨てている。以下本節において同様である。

(注3) 376金庫の検査基準日は、平成10年3月31日(96金庫)、11年3月31日(236金庫)、12年3月31日(44金庫)の3期にわたるが、ここでは、376金庫の計数を便宜上合算した値を掲げた(各期を分けたものは、資料19-5-1に掲載している)。以下別図19-5-4まで同様である。

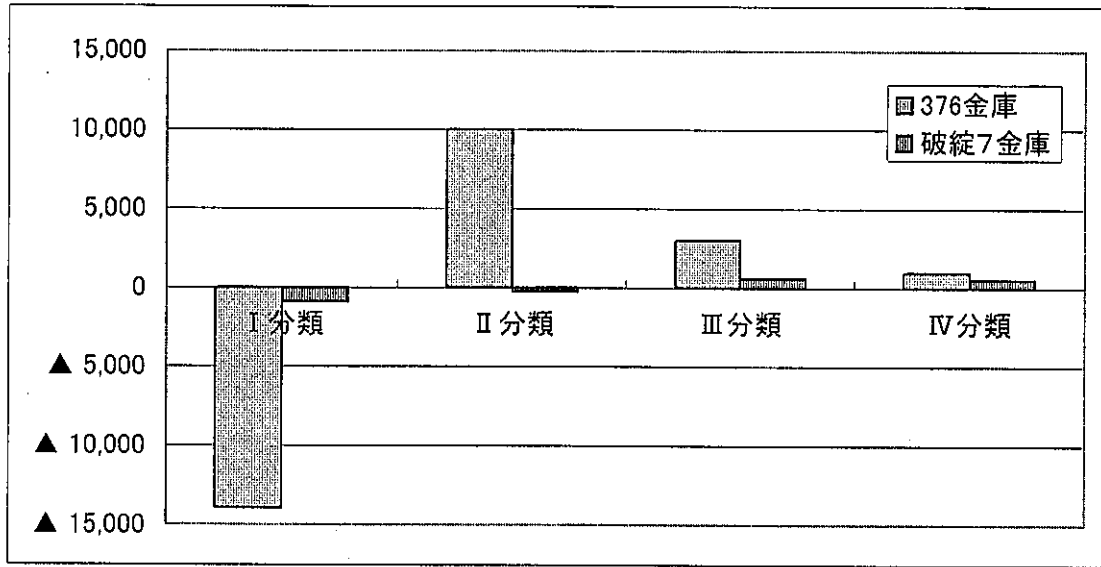
別図 19-5-2

## 総与信の分類状況 (償却・引当後)



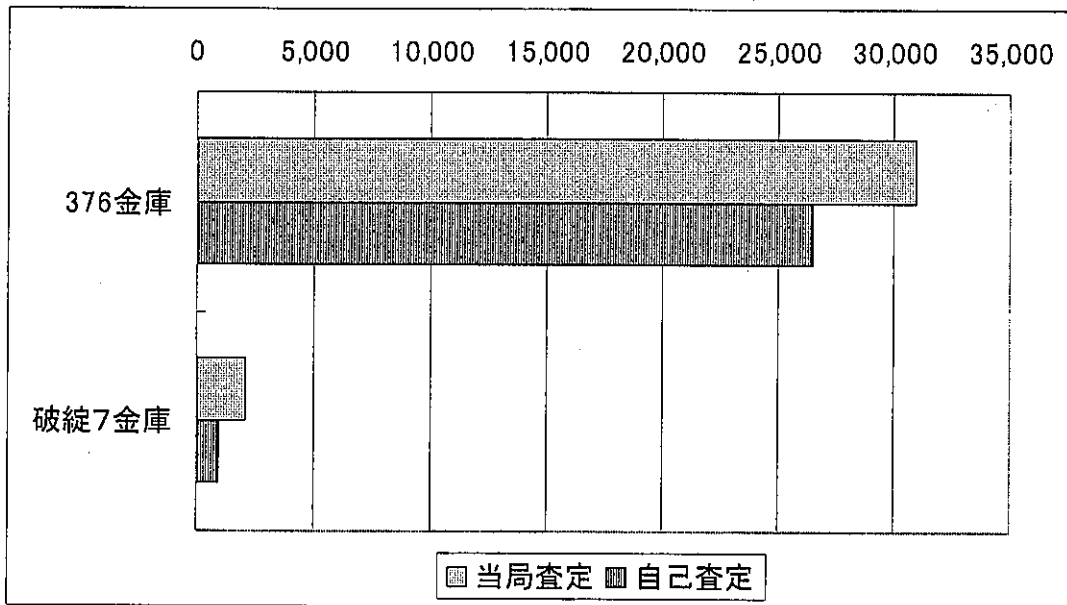
別図 19-5-3 総与信の自己査定・当局査定の乖離状況（償却・引当後）

（単位：億円）



別図 19-5-4 自己査定・当局査定に基づく償却・引当額の状況

（単位：億円）



3. 破綻に至った信用金庫に対する検査（資料 19-5-2 参照）

金融監督庁発足後に検査を実施し、その後に破綻した信用金庫は、平成 14 年 3 月末現在で 19 金庫ある。これらについては、破綻公表時等に、破綻前に実施した最終の検査の結果概要を示している。

なお、上記とは別に、13 検査事務年度に検査を実施した 1 金庫（石岡信用金庫）は、立入検査中に破綻したため、検査を中止し、結果を通知していない。

## Ⅱ 信用組合に対する検査

### 1. 平成 13 検査事務年度における検査の実施状況（資料 19-1-6 参照）

信用組合は、中小企業等協同組合法に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局（沖縄総合事務局を除く。）が検査を実施している。14 年 3 月末現在の数は、247 組合である（13 年 3 月末現在の数は、280 組合）。

13 検査事務年度は、14 年 5 月 31 日現在で 12 組合の検査を実施し、そのうち 11 組合に対して検査結果を通知しており、1 組合当たり平均して 15.9 日間の立入日数で、5 人を投入している。

別図 19-5-5 信用協同組合の検査を行う行政庁

時期	地区	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
	12年3月まで		主務大臣
12年4月から		主務大臣	

（注）主務大臣とは、内閣総理大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

### 2. 信用組合集中検査の結果のとりまとめ（資料 19-5-3 参照）

信用組合については、11 年 3 月期又は 12 年 3 月期における自己査定及びそれに基づいた償却・引当の実施状況を的確に把握するため、11 年 10 月から順次検査を実施してきた。13 年 3 月に立入検査を一巡し、同年 7 月には検査結果の通知を終えたことから、12 年 3 月 31 日を基準日として検査を実施した信用組合のうち、検査実施から公表までの間に破綻した 19 組合を除く 237 組合の検査結果計数について、取りまとめを行い、13 年 9 月 21 日に公表した。（別図 19-5-6～9 は資料 19-5-3 の概略である。）

なお、検査に当たっては、1 組合当たり平均して、14.6 日の立入日数で、6.1 人を投入した。

（注 1）検査実施から公表までの間に破綻した 19 組合（小樽商工信用組合、道央信用組合、旭川商工信用組合、茨城商銀信用組合、千葉県商工信用組合、東京信用組合、東京中央信用組合、せいか信用組合、神奈川県青果信用組合、朝銀関東信用組合、新潟商銀信用組合、不動信用組合、だいしん信用組合、加賀信用組合、輪島信用組合、春江信用組合、瑞浪商工信用組合、京都商銀信用組合及び朝銀近畿信用組合）については、別に参考としてとりまとめ、237 組合と併せて公表した。

(注2) 平成11年3月31日を基準日とした組合は少数(6組合(うち2組合は検査実施後に破綻している。))で、とりまとめて公表するのに適さないため除外した。

(注3) 破綻したものも含めると、検査事務年度(7月から翌年6月まで)と基準日との関係は次のとおり。

年度	基準日	11年3月31日	12年3月31日	合計
	11検査事務年度		6組合	1組合
12検査事務年度		—	255組合	255組合
合計		6組合	256組合	262組合

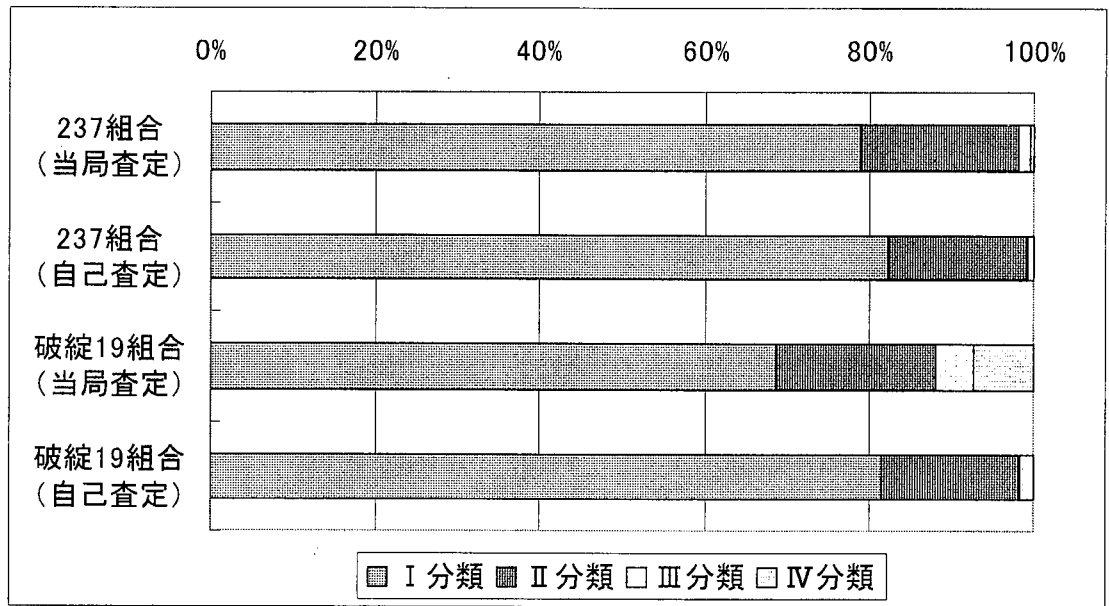
別図19-5-6 総与信の査定結果(237組合、償却・引当後)

(単位:億円)

	分類状況				総与信
	I分類	II分類	III分類	IV分類	
当局査定(a)	88,216	21,686	1,420	681	112,004
自己査定(b)	92,120	19,069	817	▲3	112,004
(a)-(b)	▲3,904	2,616	602	685	—

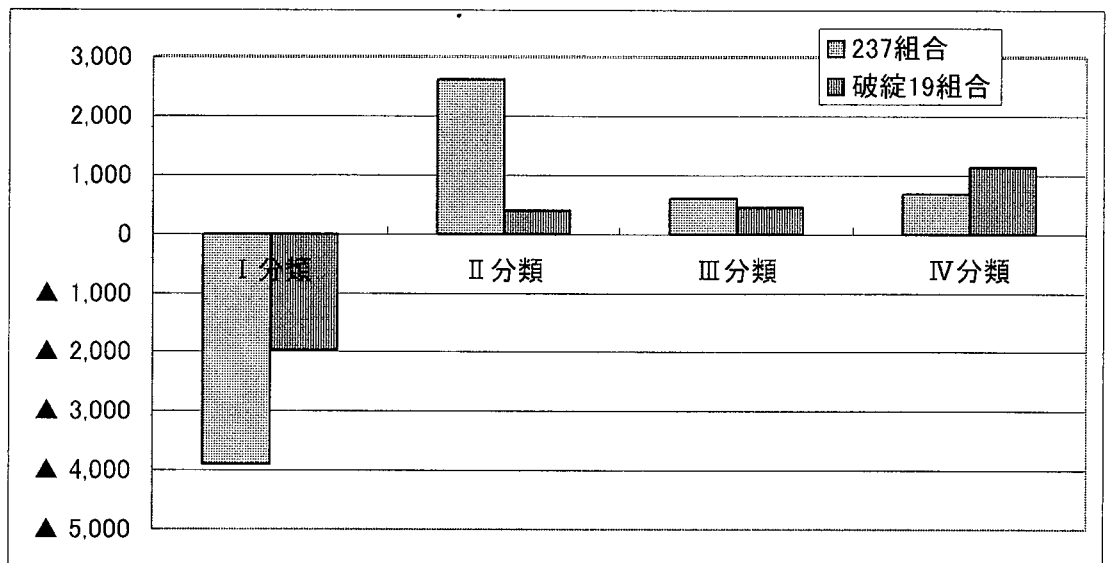
(注) 総与信とは、貸出金、貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返、未収利息及び仮払金をいう。

別図 19-5-7 総与信の分類状況（平成12年3月期、償却・引当後）



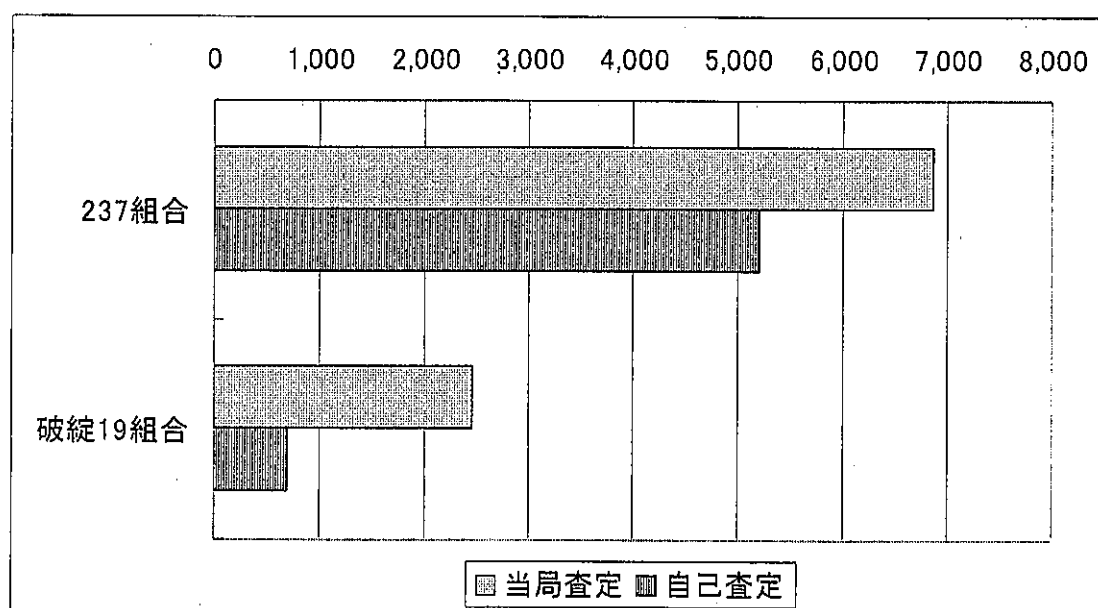
別図 19-5-8 総与信の自己査定・当局査定の乖離状況（平成12年3月期、償却・引当後）

（単位：億円）



別図 19-5-9 自己査定・当局査定に基づく償却・引当額の状況（平成 12 年 3 月期）

（単位：億円）



### 3. 破綻に至った信用組合に対する検査（資料 19-5-2 参照）

金融監督庁発足後に検査を実施し、その後に破綻した信用組合は、14 年 3 月末現在で 51 組合ある。これらについては、破綻公表時等に、破綻前に実施した最終の検査の結果概要を示している。

### Ⅲ 労働金庫に対する検査（資料 19-1-7 参照）

労働金庫は、労働金庫法に基づき金融庁と厚生労働省との共管となっており、財務（支）局が厚生労働省と共同で検査を実施している（一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、厚生労働省及び都道府県と共同で検査を実施している。）。14 年 3 月末現在の数は 21 金庫である（13 年 3 月末現在の数は、39 金庫）。

13 検査事務年度は、14 年 5 月 31 日現在で 10 金庫の検査を実施し、そのうち 1 金庫に対して財務（支）局長が厚生労働省労働基準局勤労者生活部長等と共に検査結果を通知しており、1 金庫当たり平均して 14.2 日間の立入日数で、9.1 人（厚生労働省等の職員も含む。）を投入している。

別図 19-5-10 労働金庫の検査を行う行政庁

種 類	地 区	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
	労働金庫		主務大臣 (7金庫)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 労働金庫数は、平成14年3月末現在。

#### IV 信用農業協同組合連合会等に対する検査 (資料19-1-8参照)

信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき金融庁と農林水産省との共管となっており、財務(支)局が農林水産省と共同で検査を実施している。国が所管しているものの14年3月末現在の数は、それぞれ、46連合会、33連合会、1組合である(13年3月末現在の数は、信用農業協同組合連合会が46連合会、信用漁業協同組合連合会が33連合会、農業協同組合が1組合)。

13検査事務年度は、14年5月31日現在で13連合会(内訳は、信用農業協同組合連合会が9連合会、信用漁業協同組合連合会が4連合会である。)の検査を実施し、そのうち9連合会に対して検査結果を通知している(通知は、信用農業協同組合連合会については農林水産省農政局長等とともに、信用漁業協同組合連合会については農林水産省大臣官房協同組合検査部長とともに、それぞれ行っている。)。1連合会当たり平均して15.3日間の立入日数で、7.4人(農林水産省の職員も含む。)を投入している。



別図 19-5-11 信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

種 類	地 区		
	都道府県の区域 を超える	都道府県の区域 と同じ	都道府県の区域 の一部
信用農業協同組合連合会	主務大臣 (該当なし)	主務大臣 都道府県知事 (46連合会)	都道府県知事
信用漁業協同組合連合会	主務大臣 (該当なし)	主務大臣 都道府県知事 (33連合会)	都道府県知事
農 業 協 同 組 合	主務大臣 (1組合)	都道府県知事	都道府県知事
漁 業 協 同 組 合	主務大臣 (該当なし)	都道府県知事	都道府県知事

(注1) 主務大臣とは、農林水産大臣及び内閣総理大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 農業協同組合及び漁業協同組合は信用事業を行っているものに限って記載。

(注3) 金融機関数は、平成14年3月末現在。

(注4) 都道府県の区域を地区とする信用農(漁)業協同組合連合会に関する都道府県知事が行う検査は、組合員から請求があった場合、組合の業務若しくは会計が法令等に違反する疑いがあると認める場合、事業の健全な運営を確保するため必要があると認める場合に行われる。